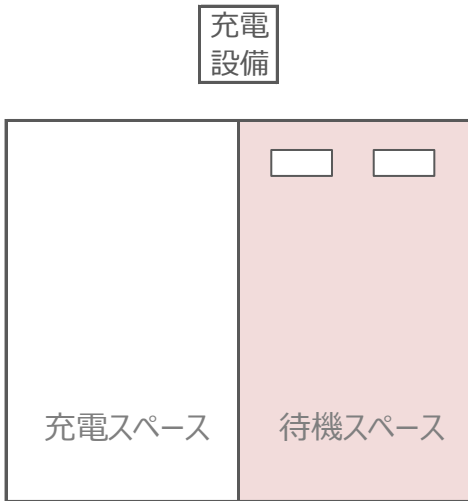


◆ 定義

- ・充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機するスペースが待機スペースとなります。
- ・表示と併せて充電及び待機スペース全体の塗装も認めます。
- ・充電用待機スペースであることがわかる表示は必須とします。

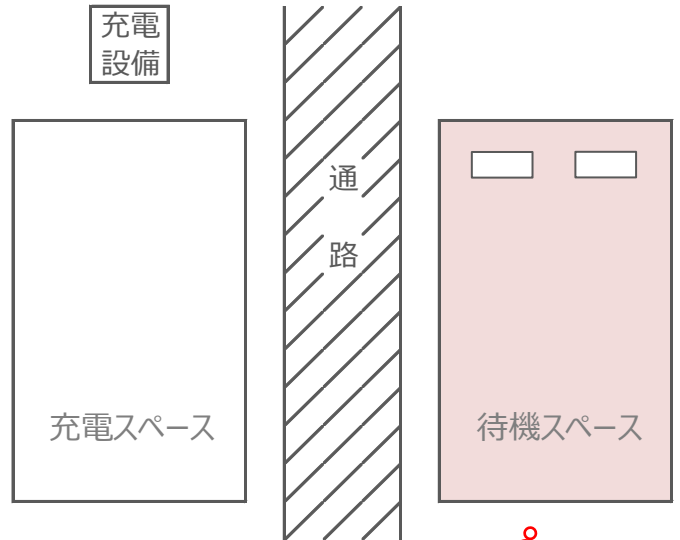
□ 「近接した」とはどの程度までをいうのか？

ア. 充電スペースと隣り合っている



イ. 充電スペースと通路などのスペースが間にある

→ 理由をお教え下さい。妥当性により判断します。



必須 ドライバーから
認識可能な範囲内
であること

□ 待機スペースの表示として認めるものはどれか？

ア. 路面表示+文字

例) 待機スペース

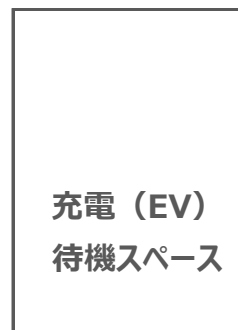


例) 待機

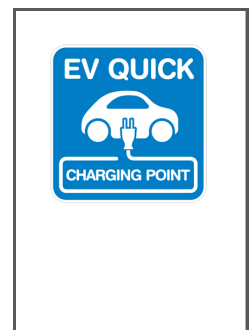


イ. 文字のみ

例) 充電 (EV) 待機スペース



ウ. 路面表示のみ



※上記路面表示の登録商標を使用するには、東京電力の許可(申込)が必要です。